

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) April 4月号

年末年始建設業一斉集中監督の実施結果について



甲突川の夜桜（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
年末年始建設業一斉集中監督の実施結果について	2
労働基準関係人事異動	3
災害に学ぶ～立木の伐倒作業における災害～	4
事業主の皆様、雇用保険の手続きはお早めに!!	5
平成28年業種別死傷災害発生状況（平成29年3月8日）	5
医療分野の雇用の質の向上のための研修会を開催しました	6
くるみんマーク認定	7
平成29年度緑十字賞候補の推薦について	8

平成28年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました	8
化学防護手袋の選択、使用等について（通達）	9～10
建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（通達）	11～12
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則について（通達）	13
労災疾病等医学研究普及サイトのご案内	14
自己診断サイト「スタートアップ労働条件」開設のご案内	15
平成29年5月の講習開催のご案内	16

さくらじま

1月に特定保健指導を受けた。頼んでいない（？）のに、積極的支援をしてもらえるとのこと。そう言えば4年ほど前に、納得できず腹囲を数回計測してもらつたことを思い出した。思い出になつてはいるぐらいだから、今回甘んじて支援していただくことにした。妻に頼んでデジタル体重計、血圧計を買い、10日近くは記録した。保健師さんからの「頑張っていますか？」メールに、「野菜量を増やし、弁当に変更し、夜は主食（米）を食べるようにして食後のアイス減少中」と返信したところ、お褒めの言葉をいただいた。最近は健康番組が気になり録画してまで観ている。ココア、ピーナツの皮、みかんの白い筋など健康にいいらしいが、情報量が多すぎて効能がわからなくなる。

平成27年国勢調査によると、鹿児島県の人口165万人のうち、65歳以上は48万人（高齢化率29.4%）とのことである。おおよそ3人に一人は65歳以上、高齢者は職場に不可欠の人材となるであろう。誰しもが、押し寄せてくる高齢化の波に飲み込まれる。

鹿児島は全国と比較して労働時間が長く、年次有給休暇の取得率も低いらしい。高齢者はボランティア、孫の世話、旅行などの趣味が楽しみと聞く。働き方改革が叫ばれているが、環境改善によって高齢者も働きやすくなるのではないだろうか。

新入社員を迎える時期もある。退職年齢延長、再雇用、再就職、様々な形で若い世代と同じ職場で働くことになる。健康で安心して働き、日々の生活を充実させるため、数年後には高齢者の仲間入りする私も、みかんを食べて心機一転しなくては。

年末年始建設業一斉集中監督の実施結果について

＜監督指導を実施した173現場のうち
71現場（41.0%）で法違反を確認＞
鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、平成28年12月1日から平成29年1月31日までに管内の労働基準監督署において建設現場に対する一斉集中監督を実施しました。その結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 監督指導現場

期間中に施工していた173現場（昨年240現場）に対して監督指導を行い、法違反等が認められた事業場に対して、文書交付等による行政指導を行いました。

2 監督指導状況

（1）違反状況（表1「監督指導状況」参照）

監督指導を実施した173現場のうち71現場（41.0%）において、労働安全衛生法違反が認められました。昨年の実施結果（62.5%）に比べて、違反率が21.5ポイント下がっています。

重大な違反としては、以下のものがあります。

- ① 建築現場において、金属製板壁の切断作業を屋内で行っていた際に、防塵マスクを使用せず当該作業

を行っていた。

- ② 法面上部作業において、トラロープを張ったのみで、有効な転落防止措置を講じていなかった。

また、作業床の端の墜落防止措置、足場の作業床の手すり等を設けないで作業を行わせていたため、作業停止命令等を行った現場が15現場認められました。

○違反の多かった事項

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 足場・作業床の墜落防止に関する違反 | 76件 |
| ② 元請の現場の統括安全管理に関する違反 | 13件 |
| ③ 建設機械等の作業方法に関する違反 | 11件 |
| (2) 発注機関別違反状況（表2「発注機関別違反状況」参照） | |

発注機関別の違反率は、民間が63.3%と最も高く、次いで、市町村45.5%、県34.4%、国28.6%となっています。

3 今後の対応

今回の年末年始建設業一斉集中監督では、前回と比べ違反率が減少したものの、約4割の現場で労働安全衛生法違反が認められたことから、鹿児島労働局では、建設業における労働災害防止を図るために、今後とも管内の労働基準監督署において的確な監督指導を実施するとともに、各事業場における安全管理の徹底を呼びかけていきます。

表1 監督実施状況

	監督実施現場数	法違反現場数	重大・悪質現場数	使用停止等現場数	違反率
土木	113	33	0	6	29.2%
建築	57	36	2	9	63.2%
その他	3	2	0	0	66.7%
合計	173	71	2	15	41.0%

表2 発注機関別違反状況

	工事別／発注機関	国	県	市町村	民間	計
土木	監督現場数	34	51	25	3	113
	違反現場数	9	15	7	2	33
	うち重大悪質・使用停止	3	1	1	1	6
	指導票のみ	5	3	6	0	14
	違反率	26.5%	29.4%	28.0%	66.7%	29.2%
建築	監督現場数	1	10	19	27	57
	違反現場数	1	5	13	17	36
	うち重大悪質・使用停止	0	2	4	5	11
	指導票のみ	0	1	0	4	5
	違反率	100%	50.0%	68.4%	63.0%	63.2%
その他	監督現場数	0	3	0	0	3
	違反現場数	0	2	0	0	2
	うち重大悪質・使用停止	0	0	0	0	0
	指導票のみ	0	1	0	0	1
	違反率	-	66.7%	-	-	66.7%
計	監督現場数	35	64	44	30	173
	違反現場数	10	22	20	19	71
	うち重大悪質・使用停止	3	3	5	6	17
	指導票のみ	5	5	6	4	20
	違反率	28.6%	34.4%	45.5%	63.3%	41.0%

労働基準関係人事異動

(平成29年4月1日付)

新官職	氏名	現官職	新官職	氏名	現官職
鹿児島労働局 総務部			第三方面主任監督官	清水 孝則	鹿児島署 第四方面主任監督官
総務部長	片平 一哉	熊本労働局 総務部長	第四方面主任監督官	児玉 啓	鹿屋署 安全衛生課
総務課			安全衛生課長	前野 吉春	総務部労働保険徴収室 労働保険適用指導官
課長	藤田 正弘	鹿屋所長	労災第一課長	三角 裕二	川内署 労災課長
総務企画官	宝満 隆	労働基準部労災補償課 主任地方労災補償監察官	川内労働基準監督署		
人事係長	大村 洋一	総務部総務課 会計主任	署長	水溜 栄作	労働基準部監督課 主任地方労働基準監察監督官
労働保険徴収室 室長	福元 英幸	労働基準部 健康安全課長補佐	労災課長	小城 太	名瀬署 労災課長
室長補佐	上村 輝己	労働基準部労災補償課 地方労災補償監察官	鹿児島労働基準監督署		
労災保険給付調査官 (併) 労働保険適用指導官	福重みゆき	総務部労働保険徴収室 適用第二係長	監督課長	上村 一高	鹿屋署 安全衛生課長
労働保険適用指導官	永山 恵	鹿児島署労災第一課 補償係長	安全衛生課長	丸田 英紀	加治木署 安全衛生課長
適用第二係長	西園 裕介	鹿児島署労災第一課 労災保険給付調査官	加治木労働基準監督署		
徴収第一係長	高橋 彩花	鹿児島署労災第二課	署長	上園 敏朗	(独) 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センターア副所長
雇用環境・均等室 室長	大庭 直美	長崎労働局 雇用環境・均等室長	安全衛生課長	小門 隆志	総務部労働保険徴収室 徴収第一係長
労働紛争調整官	二石 和伸	雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進 指導官	名瀬労働基準監督署		
主任雇用環境改善・均等推進指 導官	壱屋 明	鹿児島署 第二方面主任監督官	労災課長	柿沼 勝哉	総務部総務課 人事係長
労働基準部 監督課			鹿児島公共職業安定所		
課長	恩田 基弘	労働基準局監督課 監督係長	所長	折元 浩二	総務部 総務課長
主任地方労働基準監察監督官	櫻園 和彦	加治木署長	川内公共職業安定所		
専門監督官	磯元 昭二	鹿屋署 監督課長	所長	古川 武春	出水所長
賃金室			【宮之城出張所】		
室長	上ノ原 勉	川内署長	出張所長	川路 和利	職業安定部職業安定課 地方雇用保険監察官
健康安全課			鹿屋公共職業安定所		
課長	大澤 隆	総務部 総務企画官	所長	瀬戸 雄作	国分所長
主任地方労働衛生専門官	宝満 厚氏	総務部 労働保険徴収室長補佐	国分公共職業安定所		
課長補佐	米元 悟	鹿児島署 安全衛生課長	所長	重久 健	大隅所長
地方労働衛生専門官	田代 義広	労働基準部健康安全課 地方産業安全専門官	加世田公共職業安定所		
地方産業安全専門官	池濱 輝生	労働基準部労災補償課 地方職業病認定指導官	所長	大堀 明人	職業安定部 地方訓練受講者支援室長
労災補償課			大隅公共職業安定所		
課長	西田 和宝	労働基準部 賃金室長	所長	蜷川 一誠	鹿児島所 次長(管理部長)
地方労災補償監察官	栗野 和弘	労働基準部労災補償課 地方労災医療監察官	出水公共職業安定所		
地方労災補償監察官	西園 博司	労働基準部労災補償課 労災医療指導監査官	所長	中洲 拓人	職業安定部職業安定課 地方雇用保険監察官
労災医療指導監査官	古川 光之	雇用環境・均等室 労働紛争調整官	指宿公共職業安定所		
地方労災医療監察官	夏迫 和久	鹿児島署 労災第一課長	所長	今吉 雄二	鹿児島所 次長(業務部長)
特別労災認定指導官	三尾野敦裕	総務部労働保険徴収室 労災保険給付調査官 (併) 労働保険適用指導官	転出等		
職業安定部 安定課			中央労働委員会事務局第一部会 担当審査総括室労働専門職	中山 真司	総務部長
課長	日高 謙次	職業安定部 職業対策課長	中央労働委員会事務局事務局調 整第二課労働専門職	恒吉 洋志	雇用環境・均等室長
対策課			熊本労働局労働基準部 監督課長	斎藤 将	労働基準部 監督課長
課長	木村 正智	加世田所長	静岡労働局総務部 総務課長	林田 淳一	労働基準部 労災補償課長
訓練室			(独) 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター 副所長	中村 健吾	労働基準部 主任地方産業安全専門官
室長	和田 滋	職業安定部 職業対策課長補佐	退職 (平成29年3月31日付)	有村 英行	総務部 労働保険徴収室長
鹿児島労働基準監督署 署長	山崎 秀一	労働基準部 健康安全課長	退職 (平成29年3月31日付)	内田 直人	労働基準部 主任地方労働衛生専門官
第二方面主任監督官	秋山 芳徳	鹿児島署 第三方面主任監督官	退職 (平成29年3月31日付)	稻富 正則	鹿児島署長
			退職 (平成29年3月31日付)	原 聰士	職業安定部 職業安定課長
			退職 (平成29年3月31日付)	平田 正知	鹿児島所長
			退職 (平成29年3月31日付)	末吉 克朗	川内所長
			退職 (平成29年3月31日付)	片平 道博	指宿所長

災害に学ぶ

「立木の伐倒作業における災害」

鹿児島労働局健康安全課

<はじめに>

林業は災害が多い業種だと言われます。労働災害の発生頻度、災害の重さの程度を表す指標として度数率、強度率がありますが、平成27年における全国の林業の度数率は9.63、強度率は0.38でした。同じ屋外型の産業で、災害多発業種であるといわれる建設業は、それぞれ0.92、0.21ですので林業がいかに突出しているかがわかります。

過去5年間の鹿児島労働局管内の労働災害の死亡件数を見ても、全死亡災害件数82件中、立木等が原因となり死亡した件数は20件にのぼり、ほぼ4分の1を占めます。この20件中15件がチェーンソーを使って立木を伐倒する時に発生した灾害です。伐倒木そのものに激突されるケースと、伐倒の時、周りの立木が何らかの原因で倒れ、これに激突されるケースがあり、また、伐倒木の近くにいる同僚が被災するケースと、チェーンソーを操作して立木の伐倒を行う者が自ら被災するケースに大きく分けられます。

今回は、立木を伐倒する者が自ら被災した災害を紹介します。

<災害発生状況>

災害は、樹高20m前後の杉、約80本を伐採し、玉切りして搬出する作業現場で発生しました。災害当日、作業員は4人で、被災者と同僚1人が杉の伐倒を行い、残り2人は玉切り等の作業を行っていました。作業中、同僚が伐倒した杉がかかり木となり、この状況を見た被災者は、自らこのかかり木を処理するために、かられた杉をそのままの状態で伐倒して処理しようとしました。まず、受け口を取り、受け口と反対の方向から追い口を入れました。被災者が約9cm追い口を入れたところで、追い口を入れた位置から突然幹が縦に裂け始め、裂けた根元の部分が跳ね上がり被災者の胸に当たったのです。縦に裂けたのは、かられた木が樹高、重量ともかかり木より小さく、このため、9cm追い口を入れた時点でこの重量に耐えられなくなったからだと思われます。

<原因と対策>

直接の災害発生原因是、かかり木の処理を行う際かかり木を取り除くことなく、かられた木を伐倒したことです。かかり木の処理にあたっては、けん引具を用いて外すことが多く、かられた木をそのままの状態で伐倒して処理することは適切ではありません。このように被災者は誤った処理方法を選択しましたが、チェーンソーを用いて行う立木の伐採、かかり木の処理業務の特別教

育を受けていたので、かかり木の適切な処理方法は知っていたと思われます。「知っていたのに実施しなかった」ことが重要な要因であり、災害を防止するためにあってはならないことです。

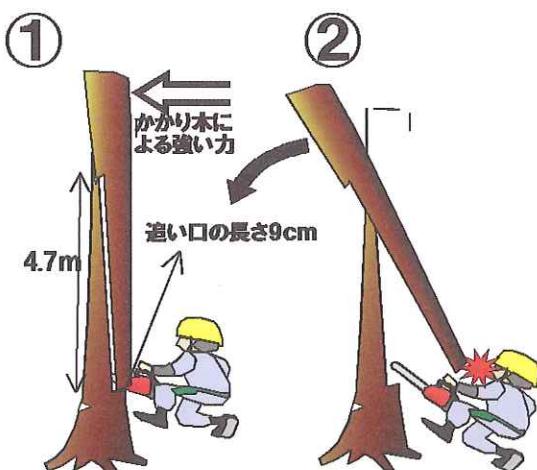
実は、この現場にかかり木の処理に必要な機械・器具を持ち込んでいませんでした。伐倒作業において、かかり木の発生は当然予想されることですので、現場には必ず用意しておかなければなりません。被災者は、この器具がなかったために、危険な処理方法を選択したとも考えられます。

この事例以外にも、かかり木の処理でかられた木を伐倒するとき、伐倒している者にかかり木が落下して被災するケースは多く発生しています。また、立木の伐倒においては、伐倒する労働者本人だけではなく、付近の労働者、同僚も被災するケースも多いので、これを防止する対策も考慮しなければなりません。労働安全衛生規則では、かかり木の除去の外、適切な伐倒、避難場所の選定、伐倒時の合図、避難後の伐倒などが規定されています。いずれも伐倒木からの激突を避けるため、倒れる木の範囲外に避難させるための措置と言えます。

このように、林業災害では、死亡災害の原因の大半が伐倒木です。その他に多くの原因があるわけではありませんが、この事例のように様々な形態があります。災害が多発するのは、伐倒する労働者がその災害原因の形態を正しく認識していないからだとも言えます。危険予知、リスクアセスメント等で隠れた危険を広く認識とともに、難しいことではありますが、繰り返される伐倒作業1回1回、自らをも含む労働者が危険地域にいないかを確認し、緊張感を持って作業にあたることが重要だと考えます。

<終わりに>

林業は、国土の保全、さらには地球温暖化を防ぐ意味からも重要な産業です。しかし、木材価格の低迷や労働者の高齢化など多くの問題も抱えています。現在、機械化や作業の効率化など様々な取り組みが行われていますが、今後、産業としての林業をさらに強化させるためにも、これらをさらに進めるとともに、労働災害を減少させることも喫緊の課題だと思います。



「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」を開催しました

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では、平成29年2月14日（火）鹿児島県医師会大ホール（鹿児島市）において、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部と共に、「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」を開催しました。研修会には、医療勤務従事者の勤務環境の改善等に取り組まれる病院又は診療所の管理者175名が参加されました。

現在、医師や看護師などの医療スタッフを取り巻く勤務環境は、入院患者や救急患者への対応など心身の緊張を伴う長時間労働や当局・夜勤・交代制勤務など厳しい環境にあります。今後とも質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが不可欠であり、このような厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健康で安心して働くことができる環境を作ることが課題となっています。

そのため、鹿児島労働局では、毎年「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」を開催し、医療勤務環境改善マネジメントシステムなどの医療労務管理の周知広報等を行っています。本年度の研修会では、労務管理の講演だけでなく、日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部様の御協力を頂き、医業経営に関する講演も併せて行い、さらに、日本看護協会の看護職のワーク・ライフ・バランス推進事業に参加され、その事例を厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載頂いている事業場に事例発表をして頂きました。以下が研修の内容です。



会 場



江口氏

講演 気を付けたい医療機関の労務管理～どうしたら職員の定着率が向上するのか？～

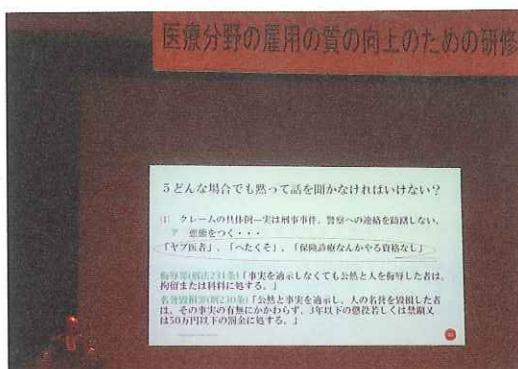
社会保険労務士 江口事務所 代表
社会保険労務士 江口俊彦氏

講演 ここがツボ 医療機関のクレーム対応

ケルビム法律事務所 所長 弁護士・認定登録
医業経営コンサルタント 高須和之氏

事例発表 看護職が仕事も生活も充実して働き続けられるWLB（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組について

公益財団法人慈愛会 谷山病院 看護部長 中薗明子氏



高須氏



中薗氏

今後の医療分野の勤務環境改善の支援については、平成26年に改正医療法が施行されており、改正医療法では、都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターで、医業経営及び医療労務管理の両面から、医療機関の多様なニーズに対し対応することになります。

平成29年3月1日から、鹿児島県においても医療勤務環境改善支援センターが設置され、これら支援をワンストップで対応することになりますが、鹿児島労働局では、今後も鹿児島県や各関係機関と協力し、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進など、医療分野の勤務環境の改善の取組を支援していきます。医療勤務環境改善支援センターの詳細につきましては、鹿児島県のホームページ、鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

「くるみん認定企業」のご紹介！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

☆3回目の認定

鹿児島相互信用金庫 〈平成29年2月20日認定〉

☆1回目の認定

医療法人三愛会 〈平成28年8月31日認定〉**コーツ工業株式会社** 〈平成29年2月20日認定〉

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの要件を満たした場合、申請を行うことにより、審査の結果、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。前回（9月1日）紹介以降、上記企業の認定を行いました。

*くるみん・プラチナくるみん認定企業（31社）の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

*次世代法関係のお問合せは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）へ

次世代法関連HP → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>



認定マーク

平成29年度鹿児島労働安全衛生大会 開催決定

開催日 平成29年7月3日（月）13時00分～
会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

～労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って～
多数の参加をお待ちしています。

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

平成29年度鹿児島地区出張特別試験の日程変更のお知らせ

平成29年度鹿児島地区出張特別試験については、本会発行の平成29年度技能講習・安全衛生教育の案内書（冊子）によりご案内していますが、鹿児島会場の試験日が平成29年8月20日（日）に変更となりました。

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、ご留意頂きますようご案内致します。
なお、詳細は、本誌5月号又は6月号に掲載予定としています。

平成29年度緑十字賞候補の推薦について

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）は、長年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して毎年全国産業安全衛生大会において緑十字賞の表彰を行っています。

この度、中災防理事長より平成29年2月22日付けで、当協会長あて緑十字賞候補の推薦依頼があり、表彰規程に基づき候補者を募ることにしましたのでご案内致します。

中災防緑十字賞表彰規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属する者

イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

(2) 事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の従事年数を7年以上とすることができます。

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

（3）表彰日において満45歳以上で有る者

（4）産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属する者

イ 定款第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

（2）産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができます。

問い合わせ先等 平成29年5月19日までに、最寄りの支部または当協会本部（電話099-226-3621）までお問い合わせ下さい。

平成28年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成28年度鹿児島県労働災害防止研修会を鹿児島労働局の後援を頂き、2月17日（金）鹿児島市において開催しました。当日は、県内の事業場の安全衛生担当者をはじめ、関係機関の担当者約140名の参加があり職場における労働安全管理水準の向上を目的に研修を行いました。

開会にあたり、当協会の吉本耕作専務理事が、この研修会は、労働災害防止と健康障害予防を図る目的で実施しており、今日学んだことを職場に持ち帰り是非災害防止活動に活かしてほしいと挨拶を行いました。

最初の講演は、厚生労働省鹿児島労働局健康安全課課長の山崎秀一様より、「最近の安全衛生行政について」と題し、講演を頂きました。

山崎課長は、①平成28年の労働災害発生状況、②第12次労働災害防止計画、③労働災害防止対策、④労働者の健康確保対策等について資料に基づき説明をされました。

また、県内において多くの死傷災害が発生しており更なる災害防止に向けた積極的な取組みが必要であると強調されました。

次に、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター所長の原岡義彦安全管理士より、「守られていますか 職場の安全 できていますか 職場の安全力」と題し、講演を頂きました。

原岡安全管理士は、「労働災害事例に学ぶ」、「人間行動の基準」、「労働災害を防止するための具体的な対策」、「組織の安全衛生を高めるために」を中心として安全管理士の立場からわかりやすく説明をされました。

また、重大災害が増加している要因として、必要な安全衛生上の連絡・調整・十分なコミュニケーションがとれていないことや、作業員の危険に対する感受性が低下している事が原因として指摘されているなど、参加者と一緒にになって打開策を考えました。

最後に、職場から労働災害をなくしていくことを誓い閉会しました。
この研修は、毎年2月に鹿児島で開催しています。



研修風景

化学防護手袋の選択、使用等について（通達）

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成29年2月13日付け鹿児島労働局長より当協会長あて化学防護手袋の選択、使用等について、別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

(別紙)

鹿労発基0213第1号
平成29年2月13日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局長

化学防護手袋の選択、使用等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、化学防護手袋の適正な使用、選択等を図るため、別添のとおり平成29年1月12日付け基発0112第6号をもって厚生労働省労働基準局長から通達があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本通達の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発0112第6号
平成29年1月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

化学防護手袋の選択、使用等について

有害な化学物質が直接皮膚に接触することによって生じる、皮膚の損傷等の皮膚障害や、体内への経皮による吸収によって生じる健康障害を防止するためには、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の自動化や密閉化、適切な治具の使用等により、有害な化学物質への接触の機会ができるだけ少なくすることが必要であるが、作業の性質上本質的なばく露防止対策を取れない場合には、化学防護手袋を使用することが重要である。化学防護手袋は、使用されている材料によって、防護性能、作業性、機械的強度等が変わるため、対象とする有害な化学物質を考慮して作業に適した手袋を選択する必要がある。

今般、特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第172号）による特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の改正により、経皮吸収対策に係る規制を強化したことに伴い、化学防護手袋の選択、使用等の留意事項について下記のとおり定め、別添1により日本防護手袋研究会会長あて及び別添2により別紙関係事業者等団体の長あて通知したので、了知されたい。また、今後、有害な化学物質を取り扱う事業場を指導する際には、下記の内容を周知されたい。

記

第1 事業者が留意する事項

1 全体的な留意事項

化学物質へのばく露防止対策を講じるに当たっては、有害性が極力低い化学物質への代替や発散源を密閉する設備等の工学的対策等による根本的なレベルでのリスク低減を行うことが望ましく、化学防護手袋の使用はより根本的なレベルでのばく露防止対策を講じることができない場合にやむを得ず講じる対策であることを前提として、事業者は、化学防護手袋の選択、使用等に当たって、次に掲げる事項について特に留意すること。

- (1) 事業者は、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから、作業場ごとに化学防護手袋を管理する保護具着用管理責任者を指名し、化学防護手袋の適正な選択、着用及び取扱方法について労働者に対し必要な指導を行わせるとともに、化学防護手袋の適正な保守管理に当たらせること。なお、特定化学物質障害予防規則等により、保護具の使用状況の監視は、作業主任者の職務とされているので、上記と併せてこれを徹底すること。

- (2) 事業者は、作業に適した化学防護手袋を選択し、化学防護手袋を着用する労働者に対し、当該化学防護手袋の取扱説明書、ガイドブック、パンフレット等（以下「取扱説明書等」という。）に基づき、化学防護手袋の適正な装着方法及び使用方法について十分な教育や訓練を行うこと。

2 化学防護手袋の選択に当たっての留意事項

労働安全衛生関係法令において使用されている「不浸透性」は、有害物等と直接接触することができないような性能を有することを指しており、日本工業規格（以下「JIS」という。）T8116（化学防護手袋）で定義する「透過」しないこと及び「浸透」しないことのいずれの要素も含んでいること。（「透過」及び「浸透」の定義については後述）

化学防護手袋の選択に当たっては、取扱説明書等に記載された試験化学物質に対する耐透過性クラスを参考として、

作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶこと。

なお、JIS T8116（化学防護手袋）では、「透過」を「材料の表面に接触した化学物質が、吸収され、内部に分子レベルで拡散を起こし、裏面から離脱する現象。」と定義し、試験化学物質に対する平均標準破過点検出時間を指標として、耐透過性を、クラス1（平均標準破過点検出時間10分以上）からクラス6（平均標準破過点検出時間480分以上）の6つのクラスに区分している（表1参照）。この試験方法は、ASTM F739と整合しているので、ASTM規格適合品も、JIS適合品と同等に取り扱って差し支えない。

また、事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないものであるなどの場合は、製造者等に事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に関する助言を得て選ぶこと。

3 化学防護手袋の使用に当たっての留意事項

化学防護手袋の使用に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 化学防護手袋を着用する前には、その都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認させるとともに、化学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。
- (2) 化学防護手袋は、当該化学防護手袋の取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の化学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に科学防護手袋を使用させること。なお、化学防護手袋に付着した化学物質は透過が進行し続けるので、作業を中断しても使用可能時間は延長しないことに留意すること。また、乾燥、洗浄等を行っても化学防護手袋の内部に侵入している化学物質は除去できないため、使用可能時間を超えた化学防護手袋は再使用させないこと。
- (3) 強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合でも、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用されること。
- (4) 化学防護手袋を脱ぐときは、付着している化学物質が、身体に付着しないよう、できるだけ化学物質の付着面が内側になるように外し、取り扱った化学物質の安全データシート（SDS）、法令等に従って適切に廃棄せること。

4 化学防護手袋の保守管理上の留意事項

化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。また、その保守管理に当たっては、製造者の取扱説明書等に従うほか、次の事項に留意すること。

- (1) 予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。
- (2) 化学防護手袋を保管する際は、次に留意すること。
 - ア 直射日光を避けること。
 - イ 高温多湿を避け、冷暗所に保管すること。
 - ウ オゾンを発生する機器（モーター類、殺菌灯等）の近くに保管しないこと。

第2 製造者等が留意する事項

化学防護手袋の製造者等は、次の事項を実施するよう努めること。

- 1 化学防護手袋の販売に際しては、事業者等が適切な化学防護手袋を選択できるよう、JIS T8116に基づく耐透過性試験の結果など、その性能に係る情報の提供を行うこと。
- 2 化学防護手袋の不適切な選択、使用等を把握した場合には、使用者に対し是正を促すとともに、必要に応じ不適切な選択、使用等の事例をホームページで公表する等により水平展開するなどにより、合理的に予見される誤使用の防止を図ること。

第3 その他の参考事項

JIS T8116に定められている「耐浸透性」及び「耐劣化性」の定義及び指標は、以下のとおりである。

1 耐浸透性

JIS T8116では、「浸透」を「化学防護手袋の開閉部、縫合部、多孔質材料及びその他の不完全な部分などを透過する化学物質の流れ。」と定義し、品質検査における抜き取り検査にて許容し得ると決められた不良率の上限の値である品質許容基準[AQL：検査そのものの信頼性を示す指標であり、数値が小さいほど多くの抜き取り数で検査されたことを示す。]を指標として、耐浸透性を、クラス1（品質許容水準[AQL]0.65）からクラス4（品質許容水準[AQL]4.0）の4つのクラスに区分することとしている（表2参照）。

発がん物質等、有害性が高い物質を取り扱う際には、クラス1などAQLが小さい化学防護手袋を選ぶことが望ましい。

2 耐劣化性

JIS T8116では、「劣化」を「化学物質との接触によって、化学防護手袋材料の1種類以上の物理的特性が悪化する現象。」と定義し、耐劣化性試験を実施したとき、試験した各化学物質に対する物理性能の変化率から、耐劣化性をクラス1（変化率80%以下）からクラス4（変化率20%以下）の4つのクラスに区分することとしている（表3参照）。なお、耐劣化性についてJIS T8116において任意項目とされているとともに、JIS T8116解説に、「耐劣化性は、耐透過性、耐浸透性に比べ、短時間使用する場合の性能としての有用性は低い」と記載されている。

表1 耐透過性の分類

クラス	平均標準破過点検出時間（分）
6	>480
5	>240
4	>120
3	>60
2	>30
1	>10

表2 耐浸透性の分類

クラス	品質許容水準（AQL）
4	4.0
3	2.5
2	1.5
1	0.65

表3 耐劣化性の分類

クラス	変化率
4	≤20
3	≤40
2	≤60
1	≤80

建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（通達）

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成29年3月7日付け鹿児島労働局長より当協会長あて建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について、別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせします。

(別紙)

鹿労発基0307第2号
平成29年3月7日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局長

建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱（平成3年1月21日付け基発第39号）（以下「推進要綱」という。）別表の2の(3)及び(5)において示されているところです。

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、今般、推進要綱に基づき、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育等の詳細について下記のとおり定められましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知いただくようお願いします。

記

- 建設業に係る事業者は、職長等の職務に従事する者について、職長等の職務に従事することとなった後概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに、建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）を受けさせるものとすること。また、安全衛生責任者の職務に従事する者についても、同様に安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を受けさせるものとすること。
- 職長等能力向上教育のカリキュラムは、別添1によること。また、安全衛生責任者については職長が兼ねることが多いことから、建設業に従事する職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という。）として実施し、そのカリキュラムは別添2によること。
- 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を行う場合は、次に掲げる者から講師を充てること。
 (1) 「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（平成13年3月26日基発第177号）（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者
 (2) 「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」（平成18年5月12日付け基発第0512004号）による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講した者
 (3) 建設業における安全衛生について、上記(1)(2)と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
 　なお、事業者が実施する職長等能力向上教育及び職長・安全衛生責任者能力向上教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。
- 安全衛生団体等が実施するものにあっては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。なお、グループ演習を行う場合は、受講者を10人以下のグループに分けること。

5 平成26年度から平成28年度に実施された「建設業職長等指導力向上事業」による職長等の再教育は、別添1の教育と同等以上の教育とみなすこと。

6 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、5年以上保管すること。

別添1

建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等の役割	90分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

別添2

建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

独立行政法人労働者健康安全機構では、労災病院の研究発表を「労災疾病等医学研究普及サイト」に集約し、機構ホームページにて公開しているとのことです。

つきましては、職場における健康確保などの推進にお役立て下さいますようご案内致します。

労災疾病等医学研究 普及サイト

全国の労災病院 グループが
労災疾病の研究開発を推進し培ってきた
様々な研究成果の集約を
目的としたウェブサイトです。

労災疾病等医学研究普及サイト

検索



研究テーマの内容、各種報告書をご覧頂けます

腰痛・運動器外傷機能再建・生活習慣病・睡眠時無呼吸症候群・就労支援と性差・作業関連疾患・外傷性高次脳機能障害・じん肺・アスベスト

※平成26年度の研究テーマ一覧



研修会・講義等の開催を告知しています

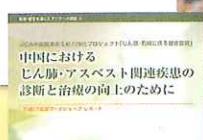
「石綿関連疾患診断技術研修」「女性医療フォーラム」「じん肺診断技術研修」

(平成28年実績)



調査資料・刊行物等を公開しています

「病歴調査」「職業性皮膚疾患NAVI」「産業中毒化学物質検索」ほか



自己診断サイト「スタートアップ労働条件」開設のご案内

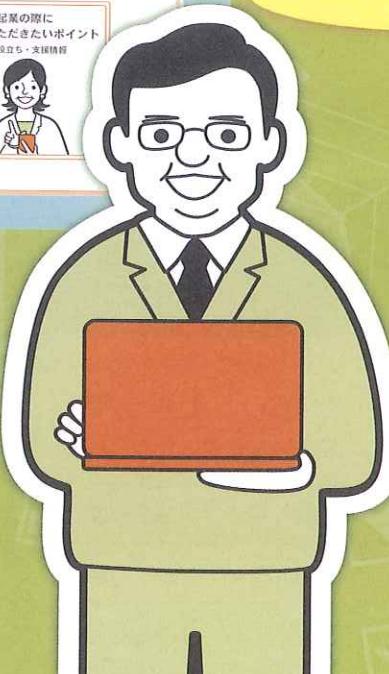
(公社)鹿児島県労働基準協会

厚生労働省では、事業主が労務管理や安全衛生管理上のポイントについて診断を受けられるサイト「スタートアップ労働条件」を開設したとの連絡がありましたのでご案内致します。

事業者のための 労務管理・安全衛生管理 診断サイト

事業者のための
スタートアップ労働条件

ホームページで
労務管理・安全衛生管理の
診断ができます。

労務管理・安全衛生管理
WEB診断プログラム
診断スタート起業の際に
ご確認いただきたいポイント
お役立ち・支援情報

スタートアップ 労働条件 Web診断 しませんか？

スタートアップ労働条件 検索

平成29年5月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分(鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先:本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/8~5/12	4/10~4/14	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	
				【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
	床上操作式クレーン運転	【科目免除者】 5/8~5/9		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	
				【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
	有機溶剤作業主任者	5/11~5/12	4/10~4/14	会員 12,824円 一般 13,824円	
				※会場がオロシティーホールとなります。	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/15~5/19	4/17~4/21	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
				【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
	玉掛け	5/15~5/17	4/17~4/21	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	
				【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	
特別教育	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	5/22~5/23	4/24~4/28	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円	
				【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5/24~5/26	4/24~4/28	会員 18,440円 一般 19,440円	
				【科目免除者】 会員 28,420円 一般 29,420円	
その他	小型移動式クレーン運転	5/29~5/31	4/24~4/28	【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	
				【全科目者】 会員 17,780円 一般 18,780円	
	車両系建設機械運転 (解体用)	5/29	4/24~4/28	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	6/1~6/2	4/24~4/28	会員 12,824円 一般 13,824円	
低圧電気取扱	5/31~6/1	4/24~4/28	会員 15,768円 一般 19,008円		
安全管理者選任時研修	5/15~5/16	4/17~4/21	会員 16,632円 一般 20,952円	※会場がオロシティーホールとなります。	
職長教育	5/22~5/23	4/24~4/28	会員 12,744円 一般 15,984円		

鹿屋地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先:鹿屋支部
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛け技能講習	5/22~5/24	4/19~4/21	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。